令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

門司港レトロ倶楽部会長　松本　元吉

「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」使用(変更)承認書

令和　　年　　月　　日付けで申請のありましたロゴマーク「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」の使用について承認します。

なお、ロゴマークの使用にあたっては、「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」使用の

手引きを遵守してください。

　ロゴマークの使用承認を受けた者であっても、使用の手引き第８条に定める事項を遵守しなかったとき、その他要綱に違反したときは、承認を取り消すことがあります。

■連絡先

門司港レトロ倶楽部

電話：０９３－３３２－０１０６

Email：retro@mocha.ocn.ne.jp

（申請書裏面）

申　　請　　資　　格

「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」の使用申請に当たっては、北九州市暴力団排除条例（平成22年北九州市条例第19号）第6条により、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者にあたらないことを要する。

「門司港レトロ３０周年記念ロゴ」使用条件

１　関係法令を遵守し、商標権の喪失を招くことのないように努めること。

２　第三者が登録商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、

直ちに門司港レトロ倶楽部に連絡すること。

３　第三者との係争、審判、訴訟等について、門司港レトロ倶楽部に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議して決定すること。

４　使用者は、登録商標を付した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、すべて使用者に負担により処理すること。

５　門司港レトロ倶楽部から要請があった場合は、登録商標の使用実態を報告し、

又は使用商品等を提出すること。

６　使用者が、登録商標の使用に際して、故意又は過失により門司港レトロ倶楽部に損害を与えた場合、これによって生じた損害を門司港レトロ倶楽部に賠償すること。

７　使用に当たっては、類似デザインの商標登録の有無について、当該個別分類ごとに商標調査を行うこと。

８　その他本ロゴの使用に関する規定に違反する行為を行わないこと。